

提案書評価基準

1 評価基準

評価項目	評価の視点	A：5点	B：3点	C：0点	倍率	配点
業務実績						
業務実績	液晶ディスプレイを用いた鉄道用案内表示器（運行管理システムとの通信を行うもの）の納入実績があり、本業務の業務目的達成に寄与することが期待されるものが含まれているか	十分な実績があり、実績の中に本業務への活用が期待されるものが含まれている	実績がある	実績が無い	×1	5
業務実施方針						
業務実施方針	本業務の業務目的および概要を踏まえた業務実施方針となっているか	業務目的を達成する意欲が高く、具体性・実現性の高い方針が提案された	A・Cに該当しない	提案内容が業務目的や概要に合致していない	×2	10
業務実施体制						
受託者の業務実施体制	業務の履行に必要な人員体制が確保され、適切な業務分担であるとともに、全体の統率が取れる組織体制となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	具体性・実現性があり、全体の統率が取れる体制が提案された	人員体制不足、不適切な業務分担、統率が取られないおそれがあるなど、不十分な体制である	×2	10
表示内容の検討体制	画面構成やデザインを委託者と受託者が共に検討し、受託者主導で取りまとめていくことができる体制となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	具体性・実現性があり、共同で検討を進めようとする意志が感じられる	共同で検討を進める体制が不十分または具体性・実現性がない	×2	10
情報共有	多岐に渡る関係者との情報共有を効率よく行う方法が提案されているか	Bに加えて創意工夫がみられた	各関係者毎の特徴を理解し、具体性・実現性のある情報共有方法が提案された	具体性・実現性がない	×2	10

評価項目	評価の視点	A：5点	B：3点	C：0点	倍率	配点
設備仕様						
中央装置と駅装置の機能分担	各装置の機能分担が具体的に説明されており、設備全体の安定稼働が確保される構成になっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	説明が具体的で、極端な偏りのない機能分担が提案された	特定の装置に機能が偏っている、または機能分担が具体的に提案されていない	×1	5
中央装置の冗長化	冗長化の考え方を理解し、費用対効果の高い冗長構成となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	冗長化の考え方に合致した具体的な冗長構成が提案された	費用対効果が低い、または冗長化の考え方に合致していない	×2	10
通信トラフィックの低減	総合伝送路の輻輳防止と本設備の安定稼働にも寄与する提案となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	輻輳防止や設備の安定稼働に対して、具体性・実現性がある提案であった	通信トラフィックが大きく、総合伝送路に輻輳が生じるおそれがある、または具体性・実現性が無い	×1	5
保守の容易性	日常的に保守が必要となる要素が少なく、障害発生時の直営対応が速やか且つ容易に可能な設備となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	保守の負担軽減や直営対応の容易さが具体的に分かる提案であった	保守の負担が多く障害対応も困難である、または具体性・実現性が無い	×2	10
画面構成例	提案された画面構成が、本業務の業務目的である、「ブルーラインを利用されるお客様にとって、よりわかりやすい案内」を実現できる提案となっているか	Bに加えて創意工夫がみられた	液晶ディスプレイの表現力が活かされた、わかりやすい画面の提案であった	提案内容が業務目的に合致していない	×2	10

評価項目	評価の視点	A：5点	B：3点	C：0点	倍率	配点
ライフサイクルコスト						
ライフサイクルコストの低減	定期交換部品や故障対応に係る負担のほか、運用開始後の軽微な改修（デザインの変更や機能改修など）に係る負担など、ライフサイクルコストを低減できる設備となっているか	ライフサイクルコストが大幅に低減される提案で合った	A・Cに該当しない	ライフサイクルコストの低減が期待できない	×2	10
費用配分	費用配分が恣意的に操作され、将来の増設や改修の際に係る費用が不当に高額になるような可能性がないか	費用割合が適正である		費用割合が明らかに不適正、または特定の要素の割合が異常に高く設定されている	×1	5

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A＝5点、B＝3点、C＝0点の3段階評価を行い、倍率を掛けたものを点数とします。
- (2) 各委員が提案者ごとに審査項目に対し評点を付与し、各委員の得点の合計が最も高いものを受託候補者として特定します。
- (3) 評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。
- (4) 同点となった場合は、A評価が最も多いものとします。
- (5) 同点となった場合で、A評価が同数の場合は「業務実施体制」の合計点数が多いものとします。
- (6) (5)により特定できなかった場合は「設備仕様」の合計点数が多いものとします。
- (7) (6)により特定できなかった場合には、委員の多数決により特定します。
- (8) C評価の項目が1つでもある提案者は特定されません。
- (9) 評価の視点は例示であり、各委員の評価にあたっては、各視点を参考に総合的に評価をするものとします。